

令和5年5月2日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

## 改正後の感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症に関する 自費検査を提供する者に対する協力要請等について（一部改正）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より連絡がありましたので情報提供いたします。

本件は、本年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へ変更されることを踏まえ、「希望により自己負担で受ける新型コロナウイルス感染症に関する検査を提供する医療機関、民間検査機関等」に対する適正実施等の協力要請について、取扱いを一部改正するものです。

本改正により、自費検査提供者による自費検査の実施件数及び検査結果が陽性となった件数の自治体への報告が廃止されます。

また、自治体から自費検査提供者への協力要請文書のひな形において、医療機関以外の自費検査提供者に対して求められていた、受検希望者による「検査結果が陽性であった場合には提携医療機関またはかかりつけ医等の医療機関を受診すること」の確認に関し、誓約から勧奨に変更されているとのことです。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要  
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)